

第 1 1 0 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 6 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 6 月 1 8 日 (木) 午前 9 時 3 9 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 6 月 1 8 日 (木) 午前 1 0 時 2 4 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理者 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫
	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	黒瀬 高弘
	農地担当係長	百本 博次
	副主査	花房 弘治
	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久
	副主査	橋本 聡実

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
- (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- (4) 転用事業計画変更承認申請について
- (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
- (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)

(7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農地利用最適化推進委員の内定について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 奥田 哲也

8番 難波 勝利

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第110回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。4番 奥田 哲也 委員、8番 難波 勝利 委員
をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正はありません。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。
事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長 1ページ1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、
非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との
関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていること
から、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、賃貸借解約の補償による所有権移転です。受人は現在、約44アール耕作しており、
非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域と
の関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えているこ
とから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、
技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、取得後農業委員会が定める下限面積40ア

ールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、取得後農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約5.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、7番は受人が同一なので一括して説明します。

新規農による所有権移転と許可日から3年間の使用貸借権の設定です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、取得後農業委員会が定める下限面積20アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から7番の7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

上岡委員 1ページ3番で、申請書の書かれ方がよく分からない。必要がないところに記入があり、訂正している。書き直してもらったほうがいいのか。あとこの方が本当に耕作できるのか。この場に呼んで聴取する必要があるかもしれないが、耕作をされることをしっかりと確認しておいてほしい。

佐藤課長 書類については、受人が実際はおこなっているが、権利としてはないということで訂正したもので、今回訂正したものが正しいということで受け付けている。たくさん訂正箇所があれば書き直してもらったほうがわかりやすいと思います。耕作の件については、たくさんの面積になるので協議会の中でも労働力のこととか注視していく必要があると担当の3人の推進委員さんからも意見があり、今後推進委員さんとも協力しながら注視していく必要があるということで事務局としても認識している。

議長 それでは申請等(1)は1番から7番の7件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は1番から7番の7件を許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。

事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長

3 ページ 1 番, 申請地は農用地区域内の農地で, 転用目的は農地改良による一時転用です。一時転用期間は令和 2 年 6 月 3 0 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までです。

申請人は現在, 中区, 東区内で農業を営んでいますが, 申請地は通路が不便で, 大型農機を使用する場合, 他人所有の土地を通る必要があり, 水稻を継続させることが難しいため, 小型の機器で管理のできる果樹栽培(温州蜜柑)用地に農地改良をしようとするものです。

農用地ですが, 農地改良工事のための一時転用であり例外的に許可が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん, ご報告願います。

岡崎推進委員

1 番の 1 件について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長

協議会の報告がありました。委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議 長

それでは申請等(2)は1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全 員

よろしい。

議 長

それでは申請等(2)の1番の1件を許可と決定します。

次に, 申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査

4 ページ 1 番, 申請地は令和 2 年 5 月 1 2 日付で農振除外済みで, 農地の広がり 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 露天資材置場として一時転用中です。

受人は現在, 南区福田にて建設業を営む者ですが, 業務受注の増加に伴い資材置場が不足してきたため, 作業現場からも近く資材の運搬にも便利な申請地に賃貸借権を設定して, 引き続き利用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん, ご報告願います。

藤田推進委員

1 番の 1 件について協議したところ, 事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 書き方の問題だとは思いますが、地目で露天駐車場を田と書き直している部分ですが、一時転用からの永久転用でこうゆう場合はどのように記載するのが正しいのか。

佐藤課長 一時転用からの永久転用の場合、元々何の地目から永久転用になったかを示すために元々の地目を記載することになっています。今回は田と書き直してもらっています。収量も田として記載してもらっています。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 4 ページ 2 番、申請地は平成 30 年 12 月 4 日付で農振除外済みで、農地の広がり
が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転
します。

受人は現在、東区光津で梱包業を営んでいますが、業務増加によりパート従業員の雇
用が必要となったため、倉庫の近隣で従業員駐車場を確保できる申請地を露天駐車場に
転用しようとするものです。進入路は岡山土地倉庫株式会社の用地を借り受けします。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

3 番、申請地は農地の広がり
が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的
は分家住宅で所有権を移転します。

受人は現在、南区築港緑町三丁目の借家に家族 3 人で居住していますが、子供の誕生
で家財道具が増え手狭になったため、実家に近く、将来両親の介護をする際に便利な父
所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

4 番、申請地は農地の広がり
が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的
は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、愛知県小牧市に本社を置き、東区西大寺浜の岡山営業所で自動車部品等
の製造業を営んでいますが、取引の増加により、駐車場として使用していた敷地内の空
きスペースが使用できなくなったため、隣接地で駐車場不足が解消できる申請地を露天
駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上
も問題ないと考えます。

5 番、申請地は、インターチェンジ出入口から半径 300 m 以内の 3 種農地と判断さ

れ、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、家族4人東区瀬戸町鍛冶屋で祖母所有の実家に同居していますが、子供の成長に伴い家財道具等の増加により現在の居宅では非常に手狭になったため、高齢になる夫の母親の面倒を看ることや、実家の農業を手伝うことができる夫の実家に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 2番から5番の4件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等(3)は1番から5番までの5件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等(3)は1番から5番までの5件を許可と決定します。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 5ページ1番、当初申請人は、令和元年8月20日付で、仮設事務所及び露天駐車場、通路として一時転用許可を受けましたが、予定していた期間内に原型復旧ができなくなったため転用期間を変更するものです。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、当初申請人は、令和2年1月28日付で、露天駐車場として転用許可を受けたが、当初は、1000㎡以内で埋立てを行う計画だったが、露天駐車場の利用上、区域全体を埋め立てる計画に変更するものです。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番、2番について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（４）の１番、２番の２件を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（４）の１番、２番の２件を承認と決定します。

次に岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（５）所有権の移転、（６）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

百本係長 申請等（５）（所有権の移転）については、６ページ１番の１件で農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。財団から耕作者への所有権移転です。

申請等（６）（利用権の設定及び転貸）については、７ページ１番の１件で農地中間管理機構を介しての転貸です。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（５）、（６）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 ８ページ１番から１０ページ９番までの９件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。

各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、９件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告（１）４条届については、１１ページ１番の１件です。転用目的は公衆用道路で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１２ページ１番から１３ページ２番の２件です。転用目的は露天資材置場が９件、分譲住宅地が５件、自己専用住宅が４件、共同住宅が１件、公衆用道路が１件、倉庫が１件、露天駐車場が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１５ページ１番から１７ページ３番までの３件です。解約理由は、耕作目的が２件、転用目的が１件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１８ページ１番、２番の２件です。内容は、農業用倉庫が１件、露天保管場所が１件です。

報告（５）農地改良届については、１９ページ１番の１件です。内容は、普通野菜畑です。
以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて、委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 特にありません。

議長 それでは、第２号議案、（１）農地利用最適化推進委員の内定について原案のとおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（７月１０日（金）東区役所３階防災研修室）

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。
これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時24分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員